

周南地方（旧徳山藩域を中心とした）

百姓一揆についての一考察（その一）

会員 小 林 省 三

はじめに

以前より周南地方（旧徳山藩域）の近世における庶民生活状況の解明に興味をもち、これまでに調査解明した史実の一端を徳山地方郷土史研究会の会誌『徳山地方郷土史研究』に研究報告として「近世後期における庶民教育」・「現徳山市域の一風景」・「周南地方自然災害史（気象災害の部）」・「周南地方自然災害史（地震の部）」等の題名で発表してきた。

本論では比較的史料の多い「百姓一揆」（幕藩体制下の百姓・都市市民達のさまざまな戦い）の史実を基にして、より一層の周南地方（旧徳山藩域）の近世における

庶民の生活状況の解明を試みるものである。

先学の調査・研究によれば、全国的にはいわゆる江戸時代を通して、約三一〇〇件以上の百姓一揆や、一揆にまでいたらなくとも百姓が蜂起を意図して「寄合」を持つたりして、事前に領主側に探知され処罰された「屯集」といわれる事件が発生していることが判明している。これに、「打ちこわし」に代表される都市騒擾といわれる都市民の蜂起、さらに「村方騒動」を加えると約六九〇〇件近い百姓・都市民のたたかいが確認されている。

(註①)

また、旧長州藩領域内では藩政期を通じて約五〇件の

百姓一揆が確認されている。(註②)

しかし、周南地方（旧徳山藩域）ではこの度の調査では、江戸時代を通して約二〇件のみの百姓・都市民のたたかいが、確認された。周南地方（旧徳山藩域）では天保期が発生した件数や規模の上でピークの時代であったようである。詳しくは付表「周南地方（旧徳山藩域中心）百姓一揆年表」を参照されたい。

本論では、周防国における最初の百姓一揆、須万村の百姓一揆、鹿野村の百姓一揆、享保年間（一七一六）（一七二二）の徳山藩領の百姓・町民強訴について等主に江戸時代初・中期の「百姓一揆」を取り上げ論述する。

大いに増加し、時の里正（庄屋）北野孫兵衛等十一人、その民力に堪えざるを憂い、しばしば哀訴せしが、毛利の吏敢えて聽かず、同十三年戊申十月山代五ヶ八ヶの民、党を結び本郷村城山に屯集して愁訴して止まず。毛利氏以つて孫兵衛等村治の職に居る者が暴民を制せず、反つて其勢を扇するとなし、同十四年己酉三月二十九日彼ら十一人を引地峠にて誅し、首を物河（本郷川）の渡しに梶す。

土人、其民に仁にして、身を殺すと悼み、後にその首を盜み出し、赤江に埋め塚を建て靈を弔す。」とある。

この愁訴では、翌年（慶長十四年）の三月二九日十一人の庄屋全員が引地峠で処刑され、検地反対、減石要求は受け入れなかつたという。(註③)

管見によれば旧周防国内で一番最初に発生した百姓一揆の記録は、慶長十三年（一六〇八）の山代地方の検地反対、減石要求をする庄屋を中心とするものであつた。その史実を警見するためには「義民里正の碑」文を紹介する。「慶長十二年（一六〇七）山代検地があつて貢租

また、注目すべきことは山代地方（山代宰判）は旧長州藩領域内中でも一揆多発地域で旧長州藩領域で記録されている約五〇件の百姓一揆の内、實に一四件を数えることができ、また藩政期の前期から後期に渡つて起きている。このことは、同地方が請紙制という特殊貢租制を

もつた紙すき地帯であることと密接な関係があるとする説もある。

二、須万村の百姓一揆

周南地方（旧徳山藩領域）で一番最初に発生した百姓一揆の記録は、寛文一〇年（一六七〇）一二月に発生した須万村の百姓一揆である。その後須万村では正徳四年（一七一四）一一月、安永七年（一七七八）七月と寛文期より安永年間にかけて三件の百姓一揆が発生している。これは地域的には、旧徳山藩領域では最も発生頻度が高い。

須万村は、旧徳山藩領域の最北部に位置し、その北は旧長州藩領山代宰判の広瀬・金峰の諸村と接する山間の一地区であった。

近世期和紙は、旧徳山藩の重要な特産物で旧徳山藩は請け紙制度を採用して、寛永一〇年（一六四三）頃より領内において最も楮の栽培に適した須万一村の物成を紙でもつて上納させていた。

造紙業に終始した須万村の旧徳山藩における地位は、旧長州藩における山代地方のようなもので他の地方とは、一村の経済体制が大きく違っていた。

同村は、山間の寒冷地で干害・水害がしばしば起こり、生活の困難と戦いつつ長年造紙の重圧にあえいだ。

須万村の村治の複雑さは、他の瀬戸内海側の諸村とは比較にならないものであった。

寛文一〇年（一六七〇）須万村の百姓が訴願の筋ありと称してこも包みを背負い、鍋を持出し、栄谷の山中に露營し、旧徳山藩府に出訴しようとしたが、説諭され帰村するという事件が発生した。その後、正徳四年（一七一四）に仕法が改定されたが、その折、須万村の百姓はこの仕法改定に不服があつて、この年の十一月十日に三七〇余人が紙漉きの時期であつたが蜂起して旧徳山藩府に出訴した。この出訴にたいし旧徳山藩府は、その責を以て一六日に鶴岡五郎左衛門父子に逼塞を命じた。

安永七年（一七七八）四月には、足谷・上長谷地区の

うちに物成の不足をきたしたものがあり、両所とも元来困窮な地域であるから、両所だけの責任としては皆済出来がたいので、須万村全体の共同負担にして欲しいと願出たが、旧徳山藩府はこれを許可しなかつた。

御物成紙については、旧徳山藩府は相当の救恤(きゅうじゆ)を加えているのであるが、同年七月須万村の百姓全員が願いの筋がありと徳山へ押し出した。その願いとは御仕入れ銀の五割増しを差し止められ、三割増しに減額されたため、紙の皆済が出来ないとのことであった。

この出訴に対して旧徳山藩府は詮議のうえ庄屋・畔頭以下、百姓全員を処罰した。

旧長州藩領域の山代地方では、文政五年（一八二二）

まで百姓一揆の発生が記録されているが、須万村では藩政期の前期から後期に渡つて生活の困難さ、村政の複雑さは継続したが、安政七年以降の百姓一揆の発生記録はない。

これは旧徳山藩府が財政上きわめて重要な須万村の民治に特別な注意を払い、宝暦二年（一七五二）には代官

役または押役を同村に定詰めとし、天明四年（一七八四）以降の仕法改定で御仕入れ銀、御救い米麦が支給され、また安永年間（一七七二～八〇）に代官が創始した補修料銀と称する積立金もありその利息で紙方皆済の貸し銀に当て、また時には払いきりの救助銀に使用された。

また、文政三年（一八一〇）には村の有志が相談して寄付を募り、須万村起こし立ての資とするなどして未進は全村の共同責任とするなどの諸方策による効果によるものであろう。

三・鹿野村の百姓一揆

周南地方で須万村に次いで早期に発生した百姓一揆の記録は、鹿野村を含む地域であつた。『防長風土注進案』によれば鹿野村が属する前山代宰判一三ヵ村の食料供給構造をみると、広瀬村・三瀬川村・獺越村・大潮村を除いた九ヵ村では必要な飯料確保がされていない状況であった。鹿野村は旧長州藩領域にあり、旧徳山藩域と異なり正徳三年（一七一三）請紙制度が施行され紙専売制度

が実施されていた。この専売制度は、農村の商品生産を萌芽のうちに涸らしてしまう方向をとることとなり元禄頃の山代地方の製紙業を没落させた。

専売制度は農民を市場から遮断し、領主的商品流通による貨幣獲得手段となり、農民の求める自由な流通と対立するものである。

そこで商品流通の自由獲得を主要内容とする広範な闘争が展開された。

元禄年間（年不詳）（一六八八）に山代地方の宇佐・本谷・秋掛・広瀬・根笠・三谷村と鹿野村など二十九カ村が紙専売仕法に反対して不穏の行動を起こした。

その後、鹿野村を含む地域では天明七年（一七八七）二月から三月にかけて鹿野大潮村外二カ村で百姓一揆が発生した。

この一揆はその前年の凶作に遠因があつた。その秋に鹿野・山代共に大検見が行なわれたが、その検見の仕方は鹿野諸村の農民には不満足なものがあり、又紙専売区域への編入に反対する者が多く、同七年二月下旬、鹿野

この一揆はその前年の凶作に遠因があつた。その秋に鹿野・山代共に大検見が行なわれたが、その検見の仕方は鹿野諸村の農民には不満足なものがあり、又紙専売区域への編入に反対する者が多く、同七年二月下旬、鹿野

諸村の農民の怒りが爆発し騒ぎ立てた。騒ぎの発生を聞いて萩藩御勘定方役人が花岡勘場から出張り鎮静につとめ、一件落着したかに見えたが、同三月二十三日鹿野方四カ村で再発、農民一三〇〇人ばかりが騒ぎたて強訴した。そこで再び花岡勘場から御勘定方、手子中が派遣され、農民に対して当分の間米五〇石を下げ渡すことを提示しようやく鎮静した。

この一揆の処理は、萩より石川伝左衛門・檢使頭宮城惣右衛門其外多人数が出張して詮議し、首謀者五人を萩へ引致し、四月六日には一件落着した。

文政四年（一八二二）にも鹿野諸村で農民騒動が発生したという記録もある。

慶応年間には、旧長州藩領域では当時の農村には災害に備えて積み立てる圃穀制度というものがあり、村単位で構成組織され各戸が米や金銭を拠出し、それを山口共同会社に送り、積立を依頼していた。ある年、代官杉某がこの圃穀を横領したという噂が起りたちまち野火のごとく広がった。農民の怒りは全村に及び遂に西河内の

磯右衛門といふ人が參謀となり、同志を糾合して代官所と庄屋の家を襲撃することに決した。これに賛同した多くの農民たちは、筵旗を押し立て血染の幟を先頭に手に手に竹槍や棒・鉄・鳶口などをひっさげて代官所めがけて行動を開始した。途中同志も増加し、その数、一四〇人余に及んだ。のち一揆勢は町に入り、龍雲寺に立て籠り代官や庄屋に反省を促した。

一方岩崎某がこの事件を大変憂い農民の怒りを鎮静させるべく金策に東奔西走し、一揆の鎮静に努力し大事にはいたらなかつた。

四、享保年間（一七一六～一七二二）の

徳山藩領の百姓・町民強訴について

正徳五年（一七一五）六月六日、萩藩領と徳山藩領の

境界で万役山事件が発生した。この事件の処理を巡て謝罪を要求する萩本藩と、徳山藩領の松の木を盜採した萩藩農民を徳山藩が処断するのは当然とする徳山藩が対立し、事態の收拾は紛糾し、遂に萩本藩主吉元は正徳六年

（一七一六）四月十一日に徳山藩主元次の隠居、元次の嫡子百次郎の家督相続を幕府に願い出た。

この件について幕府は、正徳六年四月十三日をもつて萩藩主吉元に対し、徳山藩の改易を命じた。

この事態に対し、徳山藩の再興運動が起つた。その運動の中心人物の一人は、正徳五年八月五日、万役山事件の処理について強く藩主元次に諫争し、改易（除籍）された奈古屋里人（百廿石馬廻）であつた。彼の計画した再興運動の第一波は、享保元年（一七一六）六月二〇日の当時政治的にも成長してきた徳山藩領の諸村の百姓・町民の凡そ四千五百人（一説には二千人という）が

百次郎様の家督相続をお願い申し上げるとして、強訴のため徳山城下から大挙して萩に向かうとして富海町に集結した。

そこで、萩から徳山に派遣された町奉行志道六左衛門と代官桜井平右衛門、中山忠左衛門が富海町に出張りこの強訴を差し止めようとしたが、聞き入れられなかつた。強訴の徒は更に宮市まで進んだ。

そこで更に、三田尻兩人役坪井惣兵衛並びに檢使役兼常喜左衛門とその他町年寄、三田尻大年寄、小年寄など頭立つた町人全員が鯖川辺りまで付き添い種々差し留めたが聞き入れられず、強訴の徒全員は二十七日の夜中に右田西ノ原の水上川原に野宿した。

一方、二十六日には徳山下代中野市左衛門が水上川原に出張り、萩への強訴を差し止めようと縷々申し聞かせ、願いの筋を中野市左衛門に得と申し聞かせれば自分が直接萩に出張る旨申し、強訴の徒をなだめ萩への強訴の中止を納得させた。そして町方、村方の役人共を召しだし次のような覚書を一通宛渡した。

一御方支配之町人・百姓中願之趣直様拙者萩罷出可
申上候此段可被申聞候、以上

六月廿六日

中野市左衛門

中野は、町方・地方役人連判の受状を差し出させ、廿六日の申刻は水上川を発つて早駕で萩に向かつた。

そして廿八日には、中野は萩の使者佐世七郎左衛門を同道して水上川に帰つてきた。

佐世が申し渡した内容は

今度百次郎様御出世之御願申上候、百次郎様御事ハ御願之事ニテ 公儀御法度有之次ニ徳山之義追々万端致相改候事、飛驒守様御家断絶ニ付而被対公儀相定事候へハ旁 殿様御心に不被任候、雖然百次郎様御事ハ殿様於思召は以後以御疎意無之候間、何れも在所江可罷帰候、此度願之趣ハ序達御聞候、以上但し、横折の紙で月日は無かつた。

また、この書付は平野町老道源左衛門・山田庄屋坪井善右衛門・徳山本町山田彦五郎等の代表者二十五人中何人か所持するよう命じられた。

彦五郎等はこれ以上の強訴もできないと判断して人々をまとめて在所へ帰つた。

その後、享保二年（一七一七）一月二二日第二次百姓一揆の計画が発覚して未遂に終わつた。

また、享保七年（一七二二）一二月一四日には、改易事件で隠居を命ぜられた徳山藩家老の復職と一揆首謀者の釈放を求めて徳山藩領の百姓・町民が強訴した。

おわりに

全国的に見れば十七世紀末から十八世紀前半は、農村闘争の形態が大きく変化する時期であった。それ以前は、比較的小地域に限られた行動として代表越訴や小規模な逃散という闘争形態がみられた。しかし十七世紀末頃に、全国的な商品・貨幣経済の発展がみられるようになると領主と農民とがはつきりした階級対立を示すようになつた。

十八世紀前半の一揆は、ほとんど貢租増徴に起因しており、また専売制度による収奪をはかった諸藩も例外ではなかつた。農民を市場から遮断し、領主的商品流通による貨幣獲得をめざした専売制度は、農民の自由な流通と対立する。

周南地方で発生した元禄年間の鹿野村など二十九ヶ村の一揆や徳山藩領須万村、寛延一年の譲羽村、等の發生要因はこのような当時の全国的な世情に通じるものであるう。

また、享保年間の徳山藩領の百姓・町民の強訴事件は

単なる経済的要求から行政機構に対する政治的な要求へと一歩進んだものと言えよう。

百姓一揆は結論的には、当時の支配体制を変えなかつたが、ある程度機構に活力を与える機能を果たしたと考えられる。

但し、享保年間強訴事件は例外で、徳山藩再興に大きく寄与したと考えられる。

註

- 〔参考文献〕
- | | |
|--|----------------|
| ① 青木 美智男著 「百姓一揆の時代」 | 一一頁 |
| ② 石川 卓美著 「防長歴史用語辞典」 | 三〇九頁 |
| 中村 良雄著 「山代の心」 | 四九〇五〇頁 |
| 林 基 「百姓一揆の伝統」 | 新評論 |
| 遠藤 元男 「近世生活史年表」 | 一九七一年 |
| 小川 宣 「続周南風土記」 | 雄山閣
一九九一年 |
| これらのはか、「隠祕録」「山口県文化年表」「徳山市史史料上」「徳山市史年表」「鹿野町誌」など | 毎朝新報社
一九九二年 |

付表「周南地方(旧徳山藩域中心)百姓一揆年表

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	舊号 年号
文化	寛政	寛政	天明	安永	寛延	享保	享保	正徳	宝永	元禄	寛文	慶長	西暦年 年月日
7. 9. 4.	12. 1	11. 5	7. 2. 3	7. 27	1. 2. 10	7. 12. 14	1. 6. 20	4. 11. 10	5. 2	年不詳	10. 12	13. 10	1608 西暦年
1810	1800	1799	1787	1778	1748	1722	1716	1714	1688	1688	1670	1608	周防山代地方、檢地反対、減石要求
戸田村まで押し出す(強訴未遂)	徳山藩領富海村百姓出訴して(強訴未遂)	徳山藩領富海村百姓出訴して(強訴未遂)	徳山藩領富海村百姓出訴して(強訴未遂)	徳山藩領富海村百姓出訴して(強訴未遂)	鹿野大潮村外二ヶ村檢見不満(訴訟)	鹿野大潮村外二ヶ村檢見不満(訴訟)	鹿野大潮村外二ヶ村檢見不満(訴訟)	鹿野大潮村外二ヶ村檢見不満(訴訟)	鹿野大潮村外二ヶ村檢見不満(訴訟)	鹿野大潮村外二ヶ村檢見不満(訴訟)	鹿野大潮村外二ヶ村檢見不満(訴訟)	鹿野大潮村外二ヶ村檢見不満(訴訟)	周防山代地方鹿野村などに籠城、周防山代地方鹿野村などに籠城
徳山藩史	徳山藩史	徳山藩史	徳山藩史	徳山藩領須万村百姓德山へ訴訟三七〇余人(強訴)	徳山藩領須万村百姓德山へ訴訟三七〇余人(強訴)	徳山藩領須万村百姓德山へ訴訟三七〇余人(強訴)	徳山藩領須万村百姓德山へ訴訟三七〇余人(強訴)	徳山藩史	徳山藩史	徳山藩史	徳山藩史	徳山藩史	近世生活史年表
徳山藩領須万村百姓一揆	徳山藩領須万村百姓一揆	徳山藩領須万村百姓一揆	徳山藩領須万村百姓一揆	徳山藩史	大令録(御書出控)	大令録(御書出控)	大令録(御書出控)	大令録(御書出控)	大令録(御書出控)	大令録(御書出控)	大令録(御書出控)	大令録(御書出控)	山代温古錄
日より多數集合、四月六日騒動(訴訟)	日より多數集合、四月六日騒動(訴訟)	日より多數集合、四月六日騒動(訴訟)	日より多數集合、四月六日騒動(訴訟)	金録鶴岡氏記録	金録鶴岡氏記録	金録鶴岡氏記録	金録鶴岡氏記録	金録鶴岡氏記録	金録鶴岡氏記録	金録鶴岡氏記録	金録鶴岡氏記録	金録鶴岡氏記録	出記述
徳山藩領須万村百姓一揆(訴訟)	徳山藩領須万村百姓一揆(訴訟)	徳山藩領須万村百姓一揆(訴訟)	徳山藩領須万村百姓一揆(訴訟)	徳山藩史	鹿野町誌	鹿野町誌	鹿野町誌	鹿野町誌	鹿野町誌	鹿野町誌	鹿野町誌	鹿野町誌	出典

23	22	21	20	19	18			17	16	15	14	
慶応	嘉永	嘉永	天保	天保	天保			天保	文政	文政	文化	
1.	4. 6. 9.	2. 12. 16	7. 11. 27	3. 6. 18		9.	9.	2. 7	1. 7.	4. 29	1. 6. 7	
1865	1851	1849	1836	1832		1831			1830	1821	1818	
銀横領の噂が起り百姓一揆(起こす)	鹿野村農民代官杉某が積立米(起こす)	鹿野村農民代官杉某が積立米(起こす)	鹿野村農民代官杉某が積立米(起こす)	鹿野村農民代官杉某が積立米(起こす)	生野屋村の頭百姓十兵衛一揆(調べらる)	徳山藩領内河内村農民庄屋の頭百姓訴出に同調して取り						
不正に対し村方騒動起こす	不正に対し村方騒動起こす	不正に対し村方騒動起こす	不正に対し村方騒動起こす	不正に対し村方騒動起こす	下松市史	近世生活史年表						
鹿野町誌	鹿野町誌	鹿野町誌	鹿野町誌	鹿野町誌	鹿野町誌	鹿野町誌	鹿野町誌	鹿野町誌	鹿野町誌	鹿野町誌	鹿野町誌	鹿野町誌